

会 議 録

会議の名称	令和4年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年7月13日（水） <input checked="" type="radio"/> 午前・午後）10時 開会 （午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後） 0時10分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議 長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民）【7人】（敬称略、五十音順）
欠席者	なし
諮問実施 機関職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、南職員、竹林職員
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、南職員、竹林職員【4人】
開催形態	<input checked="" type="radio"/> 公開 / <input type="radio"/> 非公開
議題（案件）	(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて (2) その他
配布資料	議題(1) 追加資料

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【開会】</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和4年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。</p> <p>本日の委員の出席状況であるが、7人全員が出席しているので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立している。</p> <p>本日は、前回から引き続き個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて審議いただく予定である。審議時間については2時間程度でお願いしたい。この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を務めていただくことになっている。</p>
岡田会長 事務局	<p>では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。</p> <p>いない。</p> <p>【議題(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて】</p>
岡田会長 事務局	<p>では、議題(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて審議を行う。事務局から資料の説明をお願いする。</p> <p>お手元に配布している資料について順番に説明する。一番上に「諮問事項への対応の方向性について」という資料を置いている。前回の会議で、条例で規定する事項について、7つの項目を諮問事項として挙げていた。その際、ご審議いただきたい事項の提示のみで、市で検討している方向性について示していなかった。その後、国から追加の情報提供が行われたり、他市の状況も少しずつ分かってきたので、本市においても現時点での対応の方向性を検討し、お示しすることとした。今後、この示した方向性について、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っている。具体的な内容については、それぞれの項目ごとに、ご審議いただく際に説明したい。</p> <p>1枚目の資料については以上である。</p> <p>では次に、「個人情報取扱事務目録(案)」について、資料の説明をする。配布している「個人情報取扱事務目録(案)」、「個人情報ファイル簿(案)」をご覧いただきたい。2枚目に参考として現行の「個人情報取扱事務目録」を添付している。</p> <p>取扱事務目録は、第1回審議会で頂戴した事務の効率化の観点からの意見を反映し、案を作成している。現行の取扱事務目録から不要となる項目は削除し、また事務負担の軽減を図るため、記載内容の整理を行い、様式を簡略化している。また、「個人情報ファイル簿(案)」の様式を比べると</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	記載項目や項目の名称等に若干違いはあるが、事務の効率化の観点から、記載する内容については、ほぼ同じ内容としている。なお、「個人情報取扱事務目録(案)」の一番下に「利用する個人情報ファイル」を記載する項目があるが、これは、取り扱う事務でどのようなファイル簿を利用しているのかが分かる、紐付けできるような様式にしている。
岡田会長	<p><追加資料について説明></p> <p>では、具体的な審議に入りたい。委員の皆さん、事務局からの説明、資料も含めていかがか。</p> <p><追加資料について質問・回答></p>
森正治委員	個人情報取扱事務目録の作成や公表について、条例で規定するということか。つまり、この各項目、細かい項目については議論しないということか。
事務局	細かい議論はもちろんあるかと思うが、大きな方向性としては、市としては現時点で資料のとおり考えているので、それについてご意見があれば承りたい。
森正治委員	つまり、今議論するのは先ほど説明のあった事務目録の中身やそういうことについてか。
事務局	そうだ。現時点では、市は法律に全て従うと個人情報取扱目録の作成が不要となるので、もし作るのであれば条例で定めることにより作ることとなる。本市では、今まで事務目録を作ってきた経緯もある。個人情報ファイル簿は新たに作ることになるが、それだけでは全ての個人情報の取扱状況を把握できないので、条例で定めることによって引き続き個人情報取扱事務目録を作成する方向で考えている。
森正治委員	1つは「事務目録を作成する」ことを条例で定めようということか。
事務局	そうだ。
森正治委員	中身の項目については、特に条例では定めないということを行っているのか。私の理解が追いついていないかもしれないが、「LGBT」、「生活保護の受給」については、「これを必ず事務目録の中に入れないといけない」というようなことは作らないということを行っているのか。
事務局	この条例要配慮個人情報は、諮問事項2に当たる部分であり、個人情報取扱事務目録の項目の中には、収集する個人情報、どのような事項を収集しているかという項目もあるので、「LGBT」に関する事項を集めていけば、「集めている」ことを記載することになる。ただ、そういった情報を「条例要配慮個人情報」として法律で定められた「要配慮個人情報」にプラスするという趣旨では今は考えていない。
森正治委員	分かった。
森隆知委員	個人情報事務目録、個人情報ファイル簿は、例えば、「LGBT」の項目

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 森隆知委員	<p>を集めていたとすると、家庭生活の項目、社会生活の項目その他ののか分からないが、当てはまる項目のところに記載するのか。</p> <p>そうだ。</p> <p>今日整理してもらった「LGBT」と「生活保護の受給」については、要配慮個人情報に類するとは考えるが、このファイル簿等の分類の要配慮個人情報にはそれは入れないという趣旨か。</p>
事務局 森隆知委員	<p>そうだ。</p> <p>分かった。だから、逆にここに入れようと思うと条例を改正しないといけないのか。</p>
事務局 森隆知委員 安尾委員	<p>そうだ。国が定めた要配慮個人情報にプラスして、本市ではこの情報を要配慮個人情報として取り扱うということを条例で定める必要がある。</p> <p>分かった。</p> <p>個人情報取扱事務目録についてだが、開始と変更のときに作成するようになっていと思うが、その当該事務が終了した時点で「終了した」という記録は残さないのかということと、終了した時点で収集した個人情報の扱いをどうするのかを記録として残す必要があるのかということについてはどうか。</p>
事務局 安尾委員 今枝委員	<p>今回は開始と変更の分だけ示しているが、廃止の際には、別途違う様式で廃止の手続がある。</p> <p>分かった。</p> <p>この取扱事務目録と個人情報ファイル簿だが、書式は概ね揃ったように思う。事務目録については、これまでも作られていたので、新しいものに作り変える。その中から個人情報ファイル簿の必要なものが新たに作られる。個人情報ファイル簿を作成する必要がある事務、それに従った管理は、管理部署に何か漏れがないか。何のために作るのかという管理、保管なり、要配慮個人情報が含まれるので、第三者提供がこうだとか、より厳重な管理のために作ると思うので、そこの部署が管理をし、運用するのかというところはいかがか。作ることが目的ではないと思うので、そのあたりのイメージがあればお聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>現在、個人情報取扱事務目録は、各事務を開始する際に担当課で作成している。法務コンプライアンス課が総括しているので、法務コンプライアンス課で担当課が作ったものを全て集めて、市民の方が閲覧できるように情報ルームに配置している。個人情報ファイル簿は今後、プラスアルファで作ることになるが、現在考えているのは、個人情報取扱事務の中で個人情報ファイル（個人情報のデータベース）を使うのであればファイル簿を整理してもらい、それも併せて担当課で作成し、法務コンプライアンス課で取りまとめて公表する方法を考えている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今枝委員	作るべき要件が違ふと。どちらも重要だと思うが、個人情報ファイル簿はより重要なので法令で定まったというところかと思うので、そのあたりの漏れがないか、その監督部署も必要なのかなと思った。
安尾委員	個人情報ファイルについて、こういうものは事務において大抵、正本と副本があり、例えば正本が電子ファイルで、副本がその情報を起こした紙、あるいは電子媒体同士で正と副があるということがあるが、そのあたりはいかがか。
事務局	ファイル簿の作成は、個人情報保護法で定められており、配布している資料の様式に挙げられている項目が法律で定められた記載事項である。特に正本と副本があれば、その正・副について記載するというような項目は、今のところ特に設けられていない。
安尾委員	地方公共団体の近隣6市いわゆる北摂6市にいろいろ相談をしているようだが、例えば住民が隣の市へ転居して住民票を移す場合には、現状として自治体間のやりとり、情報のやりとりは全くないのか。
事務局	目的内のやりとりはある。例えば、「児童手当を受給されている方が他市に転居した。」という場合は、児童手当を何月分までどこの市で出して、何月分からどこの市になる等その事務の範囲内での個人情報のやり取りはなされている。
安尾委員	言ってみたら引き継ぎ事項みたいな感じでやることであって、その正本を新たに転出先で個人情報としてきちっとまとめられると。こういうことか。
事務局	そうだ。事務によっては、例えば生活保護だと転居先にこれまでの経緯という形で、それを送るなどはしている。
安尾委員	はい。地方自治体ごとにバラバラの情報システムを時間かけて統一していきこうというような話も聞く。本当はそういうことがなされていくと、もっと効率的に合理的に情報のやり取りが行われ、市独自の特異性は除外するとして、大半は共通しているだろうし、住民が住む市を変えた途端に何かガラッと物事が変わることは国民にとってあまり望ましいことではない。茨木市だけで議論する話ではないが、事務の効率という面においてこういうことがこれから大事だと思う。
事務局	システムを標準化し、ガバメントクラウドに上げ、それを各地の公共団体が利用するという動きが今、進んでいる最中ではある。そのあたりも徐々に標準化していくと考えている。
森正治委員	ただ、今のところ、他市との連携では、移っても情報が同じように扱えるというようにはなっているが、その連携のところまでは、おそらく今規定していないと思う。定かではないが、規定というか、案は出ていなかったと。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	システムを標準化してどこでも同じ仕様にするというのは、おそらくあると思う。今、やり取りでいくとマイナンバーを使ったやり取りはされているような状況にはなっている。
森正治委員	マイナンバーを使った、いわゆる規定されている業務についての情報のやり取りはそれを通じて渡されることになっており、実際の運用はそうされているのか。
事務局	そうだ。
森正治委員	おそらくそこは変わらないと思う。
岡田会長	1点聞くが、諮問事項6「茨木市個人情報保護運営審議会の在り方について」、規模の縮小というのは、例えば、今定員7人で審議会を構成しているところを3人にするとか、どういうことを想定しているのか。
事務局	会長がおっしゃったような人数の見直し等を考えている。ただ、必ず人数減らすというように市で方針を決めているわけではない。会としては、今までどおり存続させたいと思っている。
岡田会長	民主主義というか公正な手続で適正に行政を推し進めていく上では、時間的・経済的なロスは伴うものだ。委員会の7人構成は、そのまま持続させていただきたいと思っている。
事務局	それはそのようにご意見を頂ければと思っている。
岡田会長	責務が少なくなったから委員会の構成委員も少なくするというのではなく、様々な人の意見を行政に反映する良い機会だと捉えてほしい。規模の検討について、事務局で反対意見がないので何かの折に委員の数を少なくするという意味では理解していなかったとおっしゃっていただけるとありがたい。
事務局	様々なご意見を伺う必要があると思っている。
岡田会長	私は、規模を見直すときに、規模の縮小が委員の構成を少なくするという意味であれば、民主的な行政運営の方針からするとあまり望ましくないと思う。委員手当がかかるから委員7人のところを5人にしようとかさもしい考えではなく、規模の縮小については、個人情報に関わる行政を推し進めていく上で、審議会を通して平均的な市民の意見・意向を汲み取るいい機会になるので、これはぜひとも維持していきたいとか、抽象的な表現でいいかと思う。
事務局	はい。
今枝委員	前回、諮問はどこまで進んだか。
事務局	3の途中で終わっている。ただ、2についても、おそらく結論が出ないまま3まで説明したと思う。
今枝委員	3までを今議論し、まとめたら次4に行くという理解でよろしいか。
岡田会長	それでいいだろう。抽象的に方向性を支持する、異議がないというような

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>形で答申することになるかと思う。実施機関でこう進めていきたいと思っている、それで結構だ。しかし、その答申に至るまでの間において、実施機関が示した個別的な方向性について、それぞれ意見を交わし、その結果として、OKだという形をとるのが望ましいと思うので、先生がおっしゃったように、個別の案件についても意見をお聞きするのがいいと思う。</p> <p>今回は事務局から市の方向性をお示しておらず、抽象的な諮問になっていた。なので、1から順にそれぞれの諮問事項1から7まで、市の方向性を示しているの、これについて是とするのか、この方向性は駄目という形でご意見いただくのか、もし是とする場合でもこういうところに留意するようにというご意見をいただきたい。全部で7項目あるので、それぞれについて市で示した方向性について認められるものなのか、認められないものなのかというところを審議いただき、意見をいただければと思っている。</p>
岡田会長	<p>諮問事項1、2、3と特定せずに、各委員が3のところ、5についてはこうだと意見を述べるというように理解してよろしいか。</p>
事務局	<p>はい。示した方向性について、「これでは、よくないのではないか。」、「方向性としてはこれでいいが、こういうところに留意してもらいたい。」というところがあれば、ご意見をいただきたい。ただ、前回、事務局からの説明が3で止まっていると思うので、4以降の説明をしたらよいか。3も分かりにくかったと思うので、追加で資料を配布し、現在市が検討している方向性を細かく書いている。</p>
岡田会長	<p>2についてはどうか。</p>
森隆知委員	<p>先ほど、私も森正治委員も諮問等のところで条例としての規定は設けないという方向性の説明を受けたので、改めての説明は不要かと。</p>
岡田会長	<p>3はどうか。</p>
安尾委員	<p>事務局から出されている案にゴシックで書かれている部分があるので、ここを中心に説明いただくのが合理的かなと思う。</p>
事務局	<p>相違点になるので、3は追加で説明する。</p> <p>自己情報の開示請求制度が現行条例で設けられており、個人情報保護法においても同様の制度が設けられている。現在、自己情報の開示請求があった際は、本人の情報なので見せる内容が多いが、中には見せられない不開示情報があり、それを個人情報保護条例で定めている。法改正後は、不開示情報の規定も法に定められることになるので、法に沿って不開示情報を決定していくことになる。また、本市で保有している情報公開条例は、情報公開請求があったときの非公開情報を定めている。情報公開条例の非公開情報と個人情報の不開示情報に齟齬がある場合、片方では情報が出るのに、片方では出ないということが生じると不都合があるので、条例で定め</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ることにより、法で定められた不開示情報の範囲を情報公開条例に合わせて拡大したり縮小したりできる規定が設けられている。</p> <p>ただし、不開示情報を拡大する場合には、国の行政機関情報公開法に定められた不開示情報に準ずる情報であることが必要という条件が付されている。この規定を受け、本市の個人情報保護条例及び情報公開条例と今後適用されることになる個人情報保護法の不開示情報を比較したものが資料に挙げている表である。</p> <p>相違点は、まず一番上の「開示請求者本人の生命等侵害に関する情報」である。法に規定があり、情報公開条例に規定はないが、これは自己情報開示請求に特有の不開示情報になる。</p> <p>次は「開示請求者以外の個人に関する情報」。個人情報として不開示にする情報で、こちらは概ね一致している。公務員の氏名について、公務員の氏名自体は個人情報に該当するが、職務の遂行に関連する情報であれば、例外的に公開するという規定が情報公開条例には設けられている。個人情報保護法でも同様に、公務員の情報は個人情報であっても開示するという規定が設けられているが、その中に氏名は含まれていないので、個人情報保護法が適用されると、公務員の氏名は個人情報に該当し、不開示となる。ただ、国の運用では、「特段の支障が生ずるおそれがある場合を除いて、慣行として公にされる情報として開示する。」という取扱いになっている。公務員の氏名については、多くの地方公共団体で公開する情報に含まれているので、北摂各市にも問い合わせ、公務員の氏名を条例で定めて公開するのか、国と同じように運用として公知の情報であると公開するのかを聞いた。今のところ、北摂各市は、条例で定めるのではなく運用で公開する方向と聞いているので、本市でも現時点では、運用で公開する方向でいきたいと考えている。ただ、この点については、北摂各市以外の市の動向も把握したいと思っており、条例で明確に「公務員の氏名は公開する。」と規定する団体が多いようであれば、本市も明確化するために条例で規定することも必要と考えており、公開する方向は決まっているが、その手法は不確定な部分がある。</p> <p>次の相違点は、「任意の提供に関する情報」。市の情報公開条例では、法人及び個人から任意の提供を受けた情報で、これを公にする事によって、今後協力を得ることが難しくなるものについては開示しないが、今度法律が適用されると、法人から任意に提供された情報のみが不開示の対象となり、個人から提供された情報は不開示情報に含まれない。しかし、個人から提供された情報がその内容に照らして個人情報に該当する場合は個人情報、それを公開することによって今後協力が得られなくなるのであれば、事務事業に支障があるとして不開示にすることも可能なので、あえて個人</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>から任意に提供された情報についての規定を条例で設ける必要はないと考えている。</p> <p>「事務事業に関する情報」について、法律では、外交関係情報が具体例として挙げられており、本市の条例では具体的な非公開情報としては明示されていない。情報公開条例の（６）の各号列記は具体例を挙げているが、それ以外の部分であっても事務事業に支障があれば非公開となるので、このような情報が含まれていれば、そこを適用して非公開にするので実質的な差異はないと考えている。</p> <p>次の「公共の安全に関する情報」について、情報公開条例では「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」を非公開情報としているが、法律ではその対象が「行政機関が行う事務」に限定されている。その部分が条例と違うが、実際に市で行政機関が行う事務に関する情報以外で公共の安全等のために不開示とするような情報を保有している状態は想定しづらいため、実質的な差異はないと考えている。</p> <p>最後の違いとしては、「法令秘情報」である。情報公開条例では「法令等の規定により、公にすることができないとされている情報」を非公開としているが、法律では法令秘の規定は設けられていない。ただ、法令で公にすることができないとされているのは、おそらく理由があると思われる。その理由に応じて、例えばそれが個人情報だから法令秘になっているのであれば、個人情報に当たるので非公開にすることが可能になり、法人の情報であれば、法人に関する情報ということで非公開となる。保護すべき権利利益に着目し、不開示情報のいずれかに当てはめて不開示にすることができると考えているので、実質的には差異は生じないと考えている。</p> <p>以上である。</p>
安尾委員	<p>新年度に教員の学校間の異動が全部新聞に掲載されているが、どこかから提供されているのか。</p>
事務局	<p>そうだ。教育委員会が報道提供をしている。</p>
安尾委員	<p>教育委員会が意図的に出している。分かった。</p>
岡田会長	<p>追加資料２ページの「開示請求者本人の生命等侵害に関する情報」について、「茨木市情報公開条例第７条、規定なし。個人情報の開示に特有の事由であるため」ともう少し丁寧に書かないといけない。</p>
事務局	<p>情報公開では、そもそも個人情報全般が開示されることはなく、開示請求者本人云々という規定は、自己情報の開示請求に特有の事由になるので、情報公開条例には規定がないという趣旨を簡略化しすぎて書いてしまった。申し訳ない。</p>
岡田会長	<p>個人情報保護法と個人情報保護条例との比較において、検討しないとはいけ</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	ないのではないか。 法律は、情報公開条例に合わせて不開示情報の範囲を拡大・縮小できると規定している。現行の個人情報保護条例との比較ではなく、今後も存続していく情報公開条例とのバランスを取るため、情報公開条例との比較となる。どうしても元の制度が違うので分かりづらくなっていると思う。
岡田会長	情報公開条例であれば、個人に関する情報は開示しないというのでいいのではないか。しかし、自分の情報がどうしても駄目か、個人識別情報だから駄目なのだ。自分のことについては、個人情報保護条例に基づく開示請求により開示される建前を取っている。開示請求者本人の生命等侵害に関する情報について、法律は非開示としているが、茨木市情報公開条例では何の定めもなく、法の欠缺の状態にあるというような印象を受けてしまうから、直接に規定する明示の定めなしくらいに。
今枝委員	全体としては特に異論はない。2つ目の公務員等の氏名は「慣行として公にされる情報として開示する」ということか。改正個人情報保護法では、開示しないとなっているけれども、ということか。
事務局	そうだ。
今枝委員	条例に氏名と明記すれば開示されるが、明記せずに慣行という扱いで大丈夫か。本当に開示するのであれば、明記した方が公務員本人の納得にも資すると思う。その部分が気になる。当該公務員から、明文の根拠ない状態で公開されたと言われぬか。公務員だからいいということになる方が大半なのかもしれないが。
岡田会長	公務員の名前を出すことは、実際に働いている人たちにとっては辛いと思う。
事務局	情報公開では公開される。
岡田会長	窓口の担当職員というのは言われたとおりに言っているだけのこと。
安尾委員	公務員と一括りで見るといいのか、公務員の中でも管理職以上とそれ以下で違いを設けるのかという方法もあると思う。
事務局	地方公共団体によっては、職員録に載るような職員は出すという運用をしているところはあるかと思う。
今枝委員	もしここに定めないのであれば、慣行としても公開しない方がいいのではないか。
事務局	現在は公開している。今の個人情報保護条例では、公務員の氏名は開示情報になっているので、公開しないとすると、情報を積極的に開示していくという面では後退することになると思う。情報公開で公開される情報を自己情報開示請求でも開示されるという状況にするためには、やはり公務員の職務に関連するものについては、氏名も含めて全て開示する方向で考えている。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	個人的な意見だが、公務員の名前を公開することについては、開示請求権に基づく当然の結論として公務員の名前が開示されるのではなく、先例あるいは今までの慣例として公務員の名前を開示していたので開示するという形で、明示の規定をおかず運用でやっていくのであれば、明示の規定がなくてもいいのではないかという意見は、それなりに何か沿うところがある。
森隆知委員 事務局	現行の茨木市情報公開条例では、氏名はないのか。 公開情報に入っている。情報公開請求では公開されるのに、自己情報の開示請求では開示されないというのも齟齬が生じるので、情報公開条例で公務員の氏名が公開情報に入っている以上は、自己情報の開示請求でも結論としては開示になると考えている。
岡田会長	情報公開条例における公開請求と個人情報保護条例に基づく開示請求とは、法の趣旨自体が違う。個人情報保護条例に基づく開示請求は、個人の情報を保護するというところにある。あなたの権利利益を有利にするためにこの公務員の名前は必要ないから、公務員であるということだけが分かればいいのか、という形だ。しかし、個人の情報を保護するという利益とは無関係に、行政の適正を確保するため一般市民に公開請求権が認められている情報公開条例の場合においては、もっとより広く公務員の名前が出せる。だから、公開請求では公開されて、自己情報開示請求では開示されないのはおかしいじゃないか、という人に対しては、そのような説明で対処していくより仕方がないのではないか。
事務局 岡田会長	もし情報公開請求と開示請求で違う取扱いをする場合ということか。 取り扱うし、その取扱いについて異議が出たときに、あなたが開示請求をしているところの基礎となっている根拠条例が違うから、それは仕方ないですよって言うしかないのではないか。法律家として、これで先生いかがか。
今枝委員 森隆知委員	法律の趣旨の違いからは、そのとおりにかと思う。 氏名のところだが、現行の公開条例に載っているのが今公開していて、これから市として、そのまま氏名の記載を残すのか残さないのかというのは、審議のところでも検討されるのか。条例に定める、定めないというところをどう考えているのかが分からない。
事務局	市民の皆さんへの説明として、公開する方向でいこうとは思っている。今まで公開としてきたこと、情報公開請求では公開されることもあるので、市民の方のご理解を得るためには、公開していく方向と思っている。それを条例で明確に書くのか、市職員は名札も付けているので慣行上、公にする情報として出すのか、今のところ北摂各市では、条例で定めるのではなく、実質的な運用面で公開していくと聞いているので、それに合わせるの

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員 事務局	<p>か、先ほど今枝委員がおっしゃたように、明確化するという意味で条例に定めるのかについては、今後もう少し検討したい。</p> <p>北摂各市の公開条例の公開情報に氏名はないということか。</p> <p>ほとんどの地方公共団体で公務員の氏名は、おそらく公開情報になっている。情報公開では公開される情報になっていることが多いので、公開していく方向であることは、各市おそらく共通だと思う。法律では、公務員の氏名は公開情報になっていないので、公開する根拠として条例に明記した上で公開するのか、運用で慣行上公にされている情報として公開するのかという違いは各市あると思うが、今のところ条例で定めて出すという市の話が聞けていないので、もう少し他市や都道府県の条例の状況を見て最終的な結論を出したい。</p>
森隆知委員	<p>分かった。この件について、審議会ではどこまで判断したらいいのか。あとはこの方向で検討してください、で終わればいいのであれば、それでいいが。</p> <p>もう1つ気になることは、一般いわゆる民間と公務員で若干立場は違うと思うが、最近は名札が付いていても名字だけになっていることが多くなっていると思う。今は、フルネームで検索すると個人情報が出てしまうという点で、世間的にはどちらかという名前をあまり表に出さないというところもある。先ほど、名前を不開示にすると公開する姿勢が後退すると言っていたが、逆に個人情報をしっかり守る意味では、それはある意味正しい、前に進んでいるという考え方もできるかと思うので、そのあたりも踏まえて検討された方がいいと思う。</p>
安尾委員 事務局	<p>いつも違和感があるのは、市職員は常に名札を下げているが、それが本当にいいのかどうか。私が以前いたところでは、セキュリティ上、会社のゲートを出るときには外して中に入れなさい、ゲートを入ったらストラップを下げなさいとなっていた。例えば、犯罪にはなるが、名札をひったくられるようなことがあって他の目的で利用されるとか、そういうものは、茨木市として考えがあってそうしているのか、「いや、もう公務員だからこうする。」というような気持ちがあるのか。そのあたりはどうか。</p> <p>執務中は当然付けないといけませんが、休み時間については、特にルールがあるわけではない。外して外に出る職員もいるし、付けたまま外に出る職員もいるのが現状だ。今は制服がないのであまりないが、制服があったときは、本来の休み時間ではないときに休憩時間を取るときは、休憩中のバッジを付けるというのは過去にあった。休み時間の名札について、明確化されたルールは、現在ない。</p>
森正治委員	<p>私は逆に、公務員だから氏名を公開しないといけないというのは、何に基づいているのかと思っている。あまり必要はないのではないかと、何のため</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	にそれをしているのかというのが、実は違和感がある。今おっしゃったように、今まで公開していたから、公開しないとなったら後退するということもあるが、別にこれは立派な後退ではないかというような気もする。全く別の観点だが、今、名前なんてすぐに分かるではないか。ここで公開するとかしないとかいう以前に、間違っただけで全然違う人の名前が公開されてしまっただけで大変なことになるということのももちろんある。そういったことを防ぐためにも名前を出したほうがいいという議論もあるかもしれないが、公務員だから、名前を出すから、それで襟を正しているだろうというのは、かなり違和感がある。だから、今おっしゃっているように結論を出す話ではないが、そういう意見もあると聞いておいていただけたらと思う。
岡田会長 森正治委員	普段耳にするご意見が「名前を言え」というもの。苗字しか言わなかったら、「フルネームを言え」というご意見も多い。
岡田会長	個人的な面では、当然、名前を要求してもいいと思う。
安尾委員	次から話がつながりやすいこともあって、名前を聞くことはある。だからと言ってこれとは少し違うのでは。
森隆知委員	現実の場面においては、名前を聞いて、また特別自分に不利益が生じない限りは、教えるべきだと思う。だが、全く無関係のところでは条例の開示請求に基づいて開示せよと言ってきたときに、請求者にまで言わないといけないのかということであると、公務員であるということだけが分かればいいではないか。特定の公務員の名前が何で必要だと。損害賠償請求するときには加害公務員の特定は不要だから。公務員の個人名は関係ないが、政治的とかそういう意味で、特定の個人を特定する必要がある特段の事情がある場合もあるかもしれない。
事務局	私も公務員を特別視するのは反対だ。今、世の中の的に言うと、そういう仕事もいわゆる民間に移せるものは民間に移せという流れの中で、公務員、公務員というのはいかなるものかという考えだ。
岡田会長 森隆知委員	3のところの部分では、基本的には、新たな規定は設けないということか。
事務局	そうだ。法律の規定から変更はしない。
事務局	それでいいのではないか。
事務局	3は、「規定なし」の表現を事務局で多少修正するかどうかは任せるが、基本的な方向は、市の提案でいいかと思う。次、4の説明を。
事務局	諮問事項4は、「保有個人情報開示等の手続に関する事項について」である。保有個人情報の開示・訂正・利用停止の手続と審査請求の手続に関する事項について、法の規定に反しない限り地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられないという規定が個人情報保護法の中に設けられている。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>この点について、法と現行条例の制度の比較表が2の表である。違う点の1つ目は、「情報の一部又は全部不開示決定において、将来開示できるものでその期日が明らかになっている場合」である。法では、特に規定は設けられていないが、現行条例では、期日の通知の義務付けが規定されている。</p> <p>2点目は、「一部又は全部の不開示決定、不訂正決定及び利用停止しない旨の決定に係る理由付記」である。これは、申請に対する拒否処分に当たるものだが、法では理由付記について特に言及されていない。ただ、行政手続法において理由付記の義務付けがなされている。本市の現行条例では、理由付記の義務付け規定が設けられている。</p> <p>3点目は、「開示、訂正及び利用停止に係る決定の期限」についてである。法律では、請求があった日から「30日以内」に決定し、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。」という規定になっている。本市の現行条例では、「請求があった日の翌日から起算して15日以内」となっており、これは情報公開の決定期限と同じ日数である。延長についても、「15日以内に限り延長することができる。」ということで、日数に相違がある。</p> <p>4点目の「訂正請求、利用停止請求の対象となる情報」について、法律では、あらかじめ法に基づく開示決定や他の法律に基づいて開示を受けている情報が対象となるが、現行条例では、自己に関する個人情報であれば特に対象となる情報の制限は設けられていない。</p> <p>この4項目について市で考えている方向性についてだが、将来開示できるものでその期日が明らかでない場合の通知については、期日を通知しなければならない旨を条例で定めるのか、規則で定めるのかはまだ決定していないが、いずれかで定めることを考えている。</p> <p>不開示決定等の理由付記については、行政手続法に基づいて理由を示すことになるので、条例では特段理由付記については定めずに、行政手続法が適用されるということで、条例では設けない方向で考えている。</p> <p>開示、訂正、利用停止について係る決定期限については、法律では30日となっているが、現行15日以内で設定しており、請求者の権利保護のためにも早急に決定した方がいいと思うので、15日以内に短縮し、延長の期間についても15日以内とすることを条例で定める方向で検討している。</p> <p>訂正請求と利用停止請求の対象となる情報について、現行条例では特に制限を設けていない一方で、法では事前に開示請求して開示決定を受けていることが条件になっているが、そのような制限を設けずに、開示を受けていない保有個人情報についても現行条例どおり訂正請求・利用停止請求の対象とするように条例で規定する方向で検討している。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	<p>諮問事項4についての説明は以上である。</p> <p>第1回会議資料5ページがこの諮問事項4だと思う。現行条例で、1つ目の期日については、資料で「期日の通知の義務付けあり」となっているが、今回の方向性でいうと条例で定めるのか、規則で定めるのかを検討したいということなので、もしかすると新条例ではこの記述はなしにして、別途、規則で規定するということか。</p>
事務局	<p>そうだ。</p>
森隆知委員	<p>2番目の不開示理由は、現行条例では、「理由付記の義務付けあり」となっているが、新条例では定めないということか。</p>
事務局	<p>そうだ。</p>
森隆知委員	<p>15日は、今後も15日で残すと。最後については、現行条例では、自己に関する個人情報であれば制限なしということが定めてあるということか。</p>
事務局	<p>制限をする規定がない。新しい法では、開示決定又は他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報について訂正請求ができる旨が書いてあるが、本市の現行条例では、特にこのような制限の規定がない。制限がないと明示しているわけではない。</p>
森隆知委員	<p>明示していないので、新条例では明示することにしたいということか。</p>
事務局	<p>そうだ。法律がそのまま適用されると、事前に開示請求を受けていることが条件になってしまうので、その条件を適用しない旨を条例で定める。</p>
森隆知委員	<p>4つ目については新条例に新たに規定するということか。</p>
事務局	<p>そうだ。</p>
森隆知委員	<p>分かった。</p>
岡田会長	<p>私は、国がこのような定めをおくのは当然だと思う。</p> <p>応答義務があるから、開示請求して自分の情報がどのように書かれているかの確認もせずに訂正してくれと言ってきて、それに応じて確認するために資料を集めて、1トントラックの中にあるようなところから見つけ出すことは大変だから、まず開示請求してから云々という話になる。だから、訂正請求、利用停止請求の対象は、一度開示請求して自分の手元に情報集めて「これはおかしい。」という情報を訂正請求の対象とするということでは理解できる。茨木市のように対象を設けないのは、一つの丁寧なやり方だと思う。例えば、文書を集めてそこに間違っただけが書いてあるから訂正してくれではなく、市の職員から自身の情報について「こうらしい。」と聞いて「こんなことが書いてあるはず。直してくれ。」って、そういうやり方もあっていいと思う。だから、あらかじめ先に開示請求をしておかなくても、どうも嘘みtainなことが書かれている。そういう疑わしい嘘の記述が書かれているおそれがあるというだけで開示請求の対象とするというやり方は、小さな市・町においてはあっていいと思う。国のレベルで開</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	<p>示請求を受けた情報を対象とするのは、自分で嘘の記述があるということを確認してから来てくださいという趣旨だと思う。だから、取組として別で条例に規定することは、個人的な考えだが、私はそれでいいと思う。森委員はいかがか。</p> <p>それでいいと思うが、ただ、どのような場面を想定しているのかと 思っている。窓口我突然来て、「俺の情報を開示してくれ。間違っているおそれがあるから。」ということが出来るのか。</p>
事務局長 森隆知委員 事務局	<p>現行条例ではできる。</p> <p>それがどのような運用になるのか想像しにくい。</p> <p>もともと訂正請求は毎年あるものではなく、何年かに一度出ている。多くの場合は、法律どおりあらかじめ自己情報の開示請求を行っており、そこで開示された情報を見て、「いや、こんなこと私は言っていない。」とか、そういうことで訂正請求をされるパターンである。どういう場面かを想定するのならば、会長がおっしゃったように、会話の中で自分の情報がおかしいということをおかれて請求される、という場面ではないかと考えている。</p>
森正治委員	<p>例えば、何年か前にこういう手当を受けていたはずだということが分かって、「いや、私はそれを受けていない。」というようなケースかなと思うが。</p>
事務局	<p>そうだ。何か通知とかが来て、「いや、そもそもこれはちょっと違うのではないか。」ということがあり得るのかなという想定だ。具体的にそういう事例があったというのではない。</p>
森正治委員	<p>例えば今回で言うと、「プリペイドカード送ります。」に対して、「私、これをもらう権利はない。どこでそうなっているのか。」というときかと。</p>
事務局 森正治委員	<p>まれではあるが、そういうことだ。</p> <p>確かに、そういった場合にその都度開示請求していると大変なので想定できる。だが、どういう運用になるのかを想像すると、どっちがいいのかよく分からないというのが正直なところだ。</p>
今枝委員	<p>訂正や利用停止の請求があっても、応じる理由が決まっていると思うので、その理由がなければ応じられないという一定の運用規律ができていますかと思うので、特に今までの運用で困ったことがなかったのであれば、これまでどおりということで異存はない。</p>
岡田会長 事務局	<p>他に意見がなければ、諮問事項5の手数料について説明を求める。</p> <p>諮問事項5の「手数料について」説明する。</p> <p>手数料については、法で「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>手数料を納めなければならない。」という規定と「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。」という規定がある。開示請求に対する手数料と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の規定になるが、現行、開示請求に係る手数料は徴収しておらず、写し等の作成に要する費用として、単色で1枚10円、CD-ROMの場合は1枚100円のコピー代を実費徴収金として徴収している。国では、行政文書1件につき300円、オンラインによる開示請求では200円という形で請求自体に手数料が設けられている。行政機関等匿名加工情報とは、行政機関が保有する個人情報特定の個人を識別できないように加工して、個人情報を復元できないようにした情報である。事業者にそういった情報の利用に関する提案募集を行い、事業者から受けた提案を市で検討して認められれば、その事業者と契約を締結し、その情報を提供する際に手数料を徴収することになる。ただ、この行政機関等匿名加工情報の利用の提案募集については、都道府県と政令市は義務付けられているが、それ以外の地方公共団体では任意の実施となっている。本市においては、技術的な問題・課題もあるので、現時点ですぐに応募を行う予定とはしていない。この事項に関する今の本市の方向性は、開示請求に関する手数料については市民の方にとって利用しやすい制度となるよう、現行どおり開示請求に係る手数料は徴収せずに、コピー代等を実費徴収金として徴収することを考えている。行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料について、現時点で制度自体を直ちに行う予定はないが、その場合はあらかじめ条例で手数料を定めておいてもいいし、定めなくてもいいということが国の見解で示されている。もし定めるのであれば、政令で定める額に合わせた額を設定しようと考えている。</p> <p>諮問事項5についての説明は以上である。</p>
森隆知委員	<p>市が手数料を取らない考えなので、住民サービスということではいいのではないかと思う。お金を取った方が少しでもいたずらな申請を抑制する効果があるかもしれない気も若干はするが、これまでの運用を踏襲するというのであれば、私はそれでいいのかなと思った。</p>
岡田会長	<p>物を利用するときには使用料、人を使うときには手数料に分けている。手数料を取るとなると、情報をくれと言うと職員のかかった時間やお金ということになるから、なかなか手数料の金額を決めにくいのではないか。ただ、森先生がおっしゃったようにサービスとして手数料は徴収するか。一律コピー1枚分の実費徴収については手数料100円、コピー10枚分の資料提供については1000円など手数料を取るのであればそのように取ればい</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今枝委員	い。茨木市の財政が困難であれば手数料は取ったほうがいい。実際は、手数料を取らずに公務員一人が特定の人に奉仕するので、受益者負担で手数料を払うべきだと思う。手数料を取ってもいいけど、別にとらなくてもいいと答申することとする。
事務局	1点気になるが、法律の手数料というのは、実費も含めてのことを指していないか。その解釈だけ確認しておいていただきたい。
今枝委員	手数料と実費徴収金は、会計上別のものになる。法律は、実費の範囲内において手数料を定めるという書き方になっているが、国は、手数料を取らずに実費徴収金だけを取るという運用でもかまわないと示している。
事務局	新しい条例でも、今の条例のように手数料は無料、実費はこうという書き方でよい、そういう理解か。
今枝委員	はい。
森正治委員	分かった。
事務局	昔、某市に聞いたときの印象として、開示請求があったときには、膨大な量をコピーしなければならず、コピー代10円はいいとして、すごく手間がかかり、他の仕事できないくらい多くの時間を使っていた。とても大量なので、請求が多かったにしても手数料はいらぬというのは、本当にいいのか。先ほどおっしゃったように、少しでも徴収すると情報公開の障害になる。それこそ、やや後ろ向きだということがあると思うので、どちらでもできるようなというか、先ほどおっしゃっていたような話もありかなと思う。
岡田会長	最初は手数料を取っていなかったが、請求の濫用が多いので、途中から取るようになっていく市もあるようには聞いている。ただ、取るにしても額は国でも300円とかなので、なかなか手数料を徴収することによる抑止までは難しいというのが現実である。また、国のような「1件当たり」の1件をどう換算するのか等考えないといけない事項も増えてくると思うので、手数料を徴収することは現状では難しいと考えている。
事務局	では、そういうことで取ってもいいし、現行どおりでもいいと答申することとする。それでは諮問事項6についての説明を求める。
事務局	法律には、「地方公共団体の機関は条例の定めるところにより、第三章第三節の施策（保有する個人情報保護、区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等）を構ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制機関に諮問することができる。」という規定が設けられている。ただ、審議会に諮問できる事項について、今までは条例に基づいて外部提供の可否等個別の案件について諮問していたが、国の示したガイドラインでは「個人情報の取得、利用、提

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」、個別の事案の法に照らした適否の判断については、国の個人情報保護委員会が法の解釈を担うという立て付けになっているので、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるとあり、分からないことは専門性のある個人情報保護委員会に助言を求めることができるので、個別の案件について審議会の意見を聴くことが必要になる場面が少なくなると考えられるということが示されている。では今後、どのようなことについて諮問が可能かというところで、ガイドラインでは「定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて法令やガイドラインに従った運用ルールの細則（利用目的の明示の具体的方法や安全管理措置の具体的な手法など）を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」や「法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要な場合」を具体例として挙げている。</p> <p>現在、運営審議会に諮問している事項について、法改正後の諮問の可否についてまとめたものが3の表である。引き続きご審議いただく予定としている事項は、毎年5月の「前年度の個人情報保護制度の運用状況の報告」についての意見、マイナンバーに関連する「特定個人情報保護評価書（全項目評価書に限る。）」には、本市では現在1事務「住民基本台帳事務」が対象になっているが、これは5年ごとに評価を実施するので、その際の第三者点検、「個人情報保護制度に関する重要事項」として仮に条例改正を行う場合の意見等である。</p> <p>説明は以上である。</p>
岡田会長	先生方のご意見を賜りたい。
森隆知委員	1回目資料7ページの3の表だが、先週書面会議で対応した目的外利用、外部提供は、法改正によりこの審議会では諮問が不要になったということか。
事務局	不要になったというか、諮問するのは適切ではないというように、個別の案件についての適否の判断は国で一元的に法律の解釈を行うので、審議会の諮問について、類型的に定めてはいけないということがガイドラインに示されている状況である。
森隆知委員	諮問の対象になる事項がだいぶと減るということか。
事務局	そうだ。
森隆知委員	岡田会長と私も基本的には同じ意見で、諮問事項が減るので会議の回数も減ることになると思うが。
事務局	どのように開催するかについては、また相談させていただきたい。今まで

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>諮問していた事項について、事前に意見を伺うことはできなくなってしまうが、事後で報告をすることは可能だと思うので、そのあたりで会議を開催したいと思っている。</p>
事務局	<p>国の法律は、外部提供や目的外使用についての規定のところ、不確定概念を使っているのか。</p>
岡田会長	<p>「相当の理由があるとき」、「特別の理由があるとき」と使っている。</p>
事務局	<p>不確定概念の解釈について、国の委員会の意見を聞け、だから審議会に諮問する必要はないと。しかし、意見を聞いて個別具体的なケースがその解釈に該当するのかどうかという事実の当てはめについても、ガイドラインは聞けと言っているのか。</p>
岡田会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>各実施機関で目的外利用許可の対象になるか、となったときに「これ、なりますか。」と国に聞くのか。</p>
岡田会長	<p>はい。聞いたら答えてくれるとのことである。</p>
事務局	<p>本当か。</p>
岡田会長	<p>実施機関が目的外利用する、あるいは外部提供するときに、通常時の市民的な正義感にマッチするかどうかということをおそらく審議会に諮問し、OKを取るとするのは、民主的な自治行政にとって私は必要だと思う。それを国にお尋ねするというのは嫌な時代になったと思う。</p>
事務局	<p>市で判断ということになると思うが、全国一律の事項とかであれば、同じ法律が適用されているのに解釈が違うというところが出てくることは問題だと思うので、そのあたりは国の解釈を求めていくことになるのかと。</p>
岡田会長	<p>だから、そういうことも茨木市と高槻市が違うことで争いごとになって、裁判になって、裁判所で統一していく今までの行政法も発展の過程だ。それを茨木市も高槻市も国の意向で全部やっていたら、司法に持ち込まれることがない。俺たちはこうやるという確信犯の市長がいると、国に全く相談せずにやってしまう。そういう時代は来ないかもしれないが。</p>
事務局	<p>国も必ず相談しろというわけではなく、解釈に疑義があれば相談してもらったら助言しますよというスタンスではあると思うが。</p>
岡田会長	<p>意見を採用しないということがあって当然だから、意見を聴くぐらい良いのでは。してはいけないというのが気に入らない。</p>
安尾委員	<p>先日のようなものは、例えば、こども政策課かなんかが、これは大丈夫って言ってからやるということか。</p>
事務局	<p>「相当の理由」があれば。</p>
安尾委員	<p>だが、よく分からないからと言って、逐一国にこれをしてもいいかと聞くのか。この間で言うと、大阪府の全市町村が一斉にそれぞれ聞くと向こうが答えてくれる、そういうことか。この間はさほど難しい案件ではなかつ</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>たと思うが、今会長がおっしゃったように、何か偉そうにしている上に、しかも本当に運用できるのだろうか。市の職員にしても、これはどうだろうというようなことがやはり出てくるのではないかと。その時、誰に相談するのかといったら、国に聞いてという。飛び過ぎというか、そのあたりについて諮問はしなくてもいいが、意見ぐらい聴いてもいいかと。諮問は行わないけど助言はしてもよいのか。</p> <p>例えば、建築行政の場合、建築審査会は3つの組織的な権能を持っている。1つ目は行政庁として、審査請求について裁決をする。2つ目は行政庁の意思決定に参加する参与機関として、特例許可を出すときに諮問を受け、答申を出す。その場合、OKがないと特例許可できない。行政庁の意思決定に参加するから参与機関としての意見は無視できない。3つ目は諮問機関として、例えば当市の都市景観をよくするにはどうしたらよいか等について諮問された場合、意見を述べる。諮問機関としての委員会だから意見を聴かなくてもいい。私は、実施機関が審議会に意見を聴いていいと思うが。その意見に拘束される参与機関として意見を聴くのではないし、審議会が決定するわけでもない。ただ、議員に意見を聴く、市民に意見を聴くというのと同じように、審議会に意見を聴く・諮問するというシステムは運用としてあっていいと思うが。それは駄目なのか。</p>
事務局	<p>ガイドラインでは、適否をご審議いただくというのは、おそらく駄目かと思う。</p>
岡田会長	<p>適法かという諮問をすることはできなくても、適当かは諮問してもいいのか。</p>
事務局	<p>少なくとも最終的にどこまでが許されるのか分からない。</p>
岡田会長	<p>適否を聴くぐらいいいのではというのが発言の趣旨だが。</p>
事務局	<p>安全管理のために具体的にどのような対策を講じたらいいか等の意見を聴く。やる、やらないではなく、やるとしたらどういうところに留意したらいいか等についてはご意見いただけるのではと思っている。</p>
岡田会長	<p>では諮問事項7について。</p>
事務局	<p>諮問事項7について、条例と法律の規定に相違があり、条例では規定があるが法律には規定のない事項がいくつかある。その中で、条例で引き続き定めてもよい事項が諮問事項6までのように条例の委任規定が設けられている。また、条例で定めることが許容されている事項のほかに内部の手續に関する事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定をおくことができるとガイドラインで示されている。言い換えると、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項については、条例で規定できないとされており、2の「現行条例には規定はあるが法に規定のない事項の規定の可否」で、その基準に従い、現</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>行条例には規定があるが法律にはない事項について、引き続き条例で定めるかについて検討している。</p> <p>引き続き定めることができると考えられる事項は、「目的外利用・外部提供に係る届書の作成・公表」である。これについて、現在、事後の事務手続として、目的外利用や外部提供をしたときは届出書を作成しているので、引き続き条例で制定することが可能と思っている。「運用状況の公表」について、年に1回公表しているが、これについても事後の公表になるので条例で定めることが可能と思っている。</p> <p>条例で定めることができないとされている主な事項は、現在条例で設けている「要配慮個人情報の収集制限」と「本人外収集の制限」である。原則、個人情報は本人から収集するとの規定が設けられているが、そういった本人外収集を制限する規定を設けることは許容されない旨がガイドラインで示されている。「不要な個人情報の廃棄、消去等」も条例に定めているが、これも条例で定めることは認められないという見解が示されている。「オンライン結合の制限」についても、条例で独自の規定を設けることは許容されないと示されている。また、「未成年者の法定代理人による自己情報開示請求等に係る本人同意」について、現在、未成年者で15歳を超える方については、法定代理人が自己情報の開示請求を本人に代わって行う場合に本人同意を求めているが、それについても法に定めのない制限を課すものであって、条例で定めることは認められないという見解が示されている。</p> <p>現在、本市で考えている方向性として、Q&Aやガイドラインで法律を超えることになるので定めることは認められないとされる事項については、やはり独自の規定を設けるのは難しいと思っている。ただ、定めることができるかとされている「運用状況の公表」、「目的外利用や外部提供の実施の状況」については、条例に規定し、今までよりもより分かりやすく市民の皆さんにお示しできるよう検討していきたいと考えている。</p> <p>諮問事項7については以上である。</p>
岡田会長	ご意見を賜りたい。
今枝委員	方向性については異存ない。
岡田会長	公害規制では地域的な特殊性を考慮に入れなければならないが、個人情報保護には地域的な特性があまり見られないから、全国一律の保護が重視させられる領域だと思うので、今枝委員がおっしゃったように、方向性としてはそれでいいと思う。
安尾委員	安尾委員はどうか。
岡田会長	特にない。 城谷委員はどうか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
城谷委員	前半の部分は難しすぎて分からないところもあるが、後半の部分については若干感じるどころもあった。今、6で議論された内容について、7を読み返してみると、ここでまた規制がかかってくるみたいなことになってくるので、結論的に6のところがこのようになってくるのかなと思う。個人的な意見としては、各委員がおっしゃったように、今後どうしたらいいのか分からないようなことも起こってくるだろうと思うので、そのあたりのところはある程度の知識がある方たちで考えていただくかあるいは事情に応じて対応していくというような温情のある対応を考えてもらえるとありがたい。規制があるから駄目と言ってしまえば終わりだが、そういうことが起きてこないか気になる。
岡田会長	他に何かないか。今回の流れを見ていると、立法者意思、立法者の意図があまりにも前面に出ているような気がする。立法者はそういうつもりであっても、現実にできた法令について、具体的なケースでこれを適用するか、要件に該当するかということについては、本件で言えば各自治体が自主的に判断していいのではないか。おかしい場合は司法の分野に持ち込まれればいいのであって、ある程度、立法者意図を国に「どういうつもりで定めたのか。その趣旨はどこにあるのか。」と聞くのはいいが、「自分たちに聞け。自分たちが決めるから。」、「審議会に諮問するなんてもってのほかだ。」という姿勢は嫌だ。 諮問事項7についていかがか。他に意見がないのであれば、審議会全体の統一した見解として、今回の法律の改正に伴う条例の改正手続についての方向性を認めるという形で承認してよろしいか。
各委員	〔異議なし〕
岡田会長	そのように答申することとする。答申案については、森職務代理が適宜各委員の意見を聴き、今までの発言を踏まえて修正していただきたい。
事務局	今回は答申案の量も多くなると思うので、事務局としては、一度案を示し、会議の場を設けたいと考えている。
岡田会長	では、森委員の意見を聴き、一定の水準を超えた答申案を示してもらいたい。そこでまた各委員の意見を賜り、最終的な答申を次々回で行うということによいか。作成に当たっては、森委員とよく意思疎通を図ってほしい。
事務局 各委員	答申案は、次回の会議の前に各委員に送付し、会議を開催する。 承知した。
岡田会長	〔日程調整〕
事務局	事務局からは以上か。
岡田会長	以上である。 では、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。

議 事 の 経 過

発言者

議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

【閉会】

以上